資料番号	総務５

令和７年７月18日
局　　名　人事委員会事務局
担 当 者　合同総務課長　長谷川
　　公務員課長　　松宮
内　　線　5141、5143

事　務　概　要

令 和 ７ 年 度

広島県人事委員会

目　　次

１　人事委員会の役割　……　１

２　委員会　……　１

３　事務局　……　２

４　令和７年度予算　……　２

５　主な業務　……　３

１　人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

２　委員会

（１）人事委員会は、３人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。（任期４年）

職　名	氏　名	就任年月日	備 考
委 員 長	舩　木　孝　和	令和５年７月９日	１期
委　　員	泉　水　　直	令和４年７月９日	１期
委　　員	篠　原　敦　子	令和７年７月８日	１期

（２）会議は、毎月２回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和６年度の会議開催状況

開催回数	事　項　別　件　数　（件）					
	（区分）	任用	給与	審査	共通・その他	計
２７回	計	７６	１３	１１	３４	１３４
	付　議	２９	９	７	６	５１
	協　議	１	０	０	１８	１９
	報　告	４６	４	４	１０	６４

３　事務局

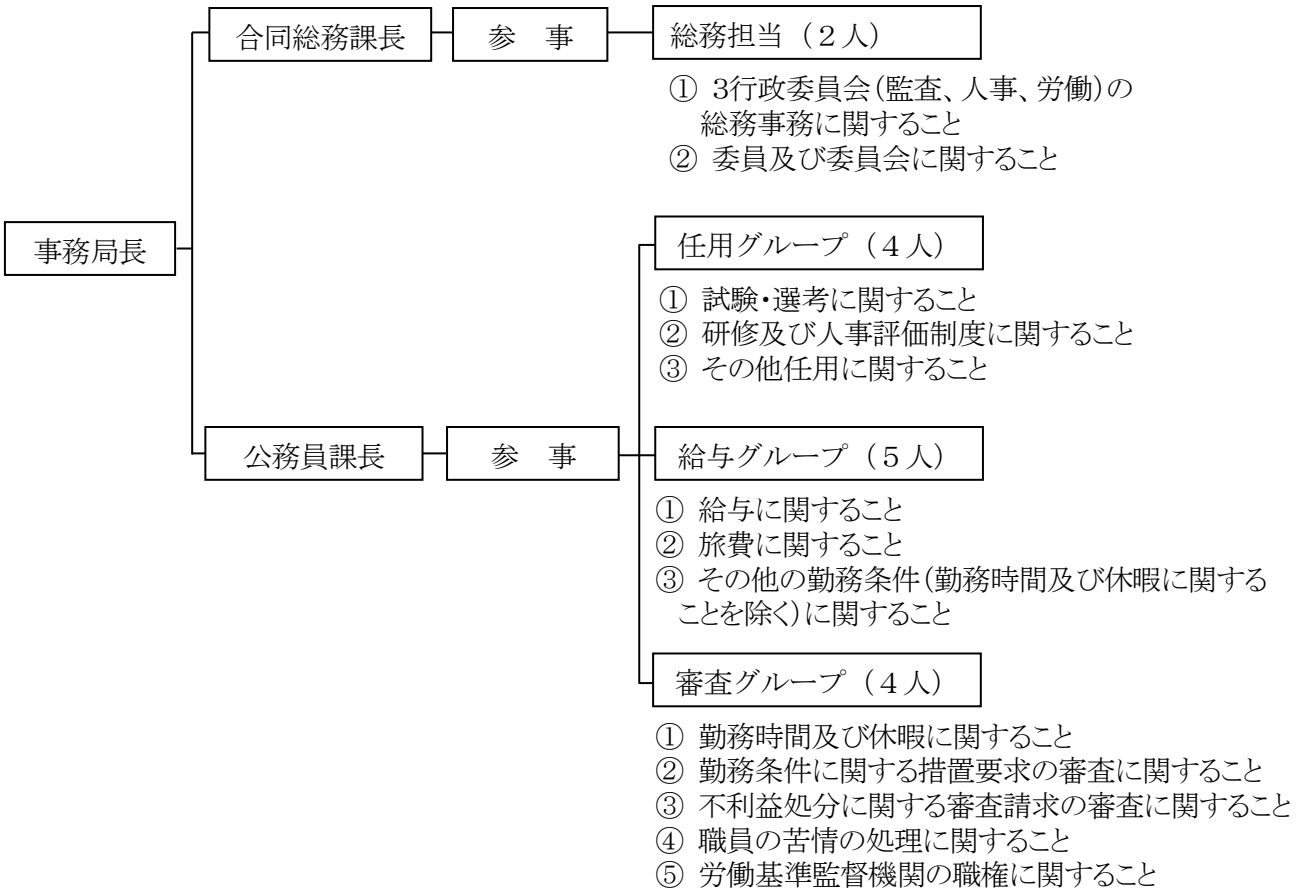

（注）令和７年４月１日現在　職員数 20 人　（ほかに、会計年度任用職員２人）

４　令和７年度予算

（款）総　務　費

（項）人事委員会費

（単位:千円）

目	当初予算額		増　減	令和７年度の財源内訳			説　　明
				特 定 財 源		一般財源	
	令和７年度 ①	令和６年度 ②	① － ②	国　庫支出金	その他		
委員会費	30,135	30,396	△261	0	1,053	29,082	1 委員報酬 8,047 2 公平委員会事務受託費 540 3 各種採用試験実施費 19,001 4 委員会運営費 2,547
事務局費	171,158	167,777	3,381	0	2,168	168,990	1 職員給与費 158,066 2 事務局運営費 13,092
計	201,293	198,173	3,120	0	3,221	198,072	

５　主な業務

（１）職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法８条１項２・４・５号、14 条、24 条、26 条】

職員の給与などの勤務条件は、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するように定めること、さらに給与については、国や他の地方公共団体の職員、民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため、人事委員会では、毎年、民間給与と職員給与の調査を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として、給与改定等必要な勧告・報告を、議会と知事に対し行っています。

あわせて、人事行政における諸課題について調査・研究し、必要な報告を行っています。

○　職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和６年 10 月 18 日）の概要

ア　民間給与との較差等に基づく給与改定

（ア）月例給

本年の職員給与と民間給与の較差 11,542 円（3.05％）を解消するため、人材確保の観点から、若年層に重点を置き、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

（イ）特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を 0.10 月分引き上げ(4.50 月→4.60 月)、国の改定状況、民間の配分状況等を参考に、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

（ウ）初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、国の取扱いに準じて改定

（エ）実施時期

令和６年４月１日

イ　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

本年、人事院は、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的な措置内容を勧告

本県においても、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本県の実情や民間給与との比較結果も勘案し、次のとおり対応することが必要

（ア）給料表

国における初任給・若年層の水準引上げや職責重視の体系への見直し等を基準とし、本県の給料表の構造等を踏まえて改定

（イ）扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額

配偶者：6,500 円→廃止　子：10,000 円→13,000 円

（ウ）地域手当

国の見直し内容等を踏まえ、支給地域及び支給割合を見直し

広島市：6.2％→8％　安芸郡府中町：6.2％→4％　その他の県内市町：3.2％→4％

（エ）通勤手当

支給限度額を月 15 万円へ引き上げるとともに、新幹線等に係る支給要件のうち、通

勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されることを求める要件の見直し

（オ）単身赴任手当

採用に伴い支給要件を満たした職員に対し、手当の支給を可能とするよう見直し

（カ）管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る手当について、支給対象時間帯及び支給額を国に準じて見直すとともに、新たに特定任期付研究員及び特定任期付職員に対し支給

対象時間：午前０時～午前５時→午後 10 時～午前５時

（キ）勤勉手当

「特に優秀」の成績区分の成績率の上限及び人員分布率を国に準じて見直し

（ク）定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当

手当の拡大（住居手当、特地勤務手当等）

（ケ）特定任期付職員の特別給

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給

（コ）実施時期

令和７年４月１日

※　初任給・若年層の水準引上げは、令和６年４月１日に先行実施

※　扶養手当及び地域手当の改定については、職員への影響等を考慮し、段階的に実施

ウ　情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

情報職の職員に適用する人事･給与制度の見直しについて､知事からの検討要請を受け、民間の動向や地方公務員法の趣旨等を踏まえて検討を行った結果、情報職給料表を新設し、所要の措置を講ずることが適当

エ　給与制度をめぐる諸課題

（ア）獣医師に対する初任給調整手当

獣医師について、人材確保の観点から、初任給調整手当の支給月額の引上げなど、所要の見直しが必要

（イ）教員給与

本年、中央教育審議会は、公立学校の教員給与等について答申を行い、現在、国において具体的な検討が進められていることから、動向を注視しつつ、所要の準備を進めていくことが必要

オ　人事行政における当面の諸課題

（ア）人材の確保・育成等

ａ　多様で有為な人材の確保

ｂ　能力・実績に基づく人事管理の推進

ｃ　人材育成

ｄ　多様な職員が活躍できる職場環境づくり

（イ）Well-being の実現につながる勤務環境の整備

ａ　時間外勤務の縮減等

ｂ　仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

ｃ　多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

（ウ）職員の健康管理等

ａ　職員の健康管理

ｂ　ハラスメントの防止

（エ）不祥事根絶に向けた取組の徹底

（２）職員の採用試験、昇任選考等

【地方公務員法８条１項６号、15 条～23 条の４】

県職員の採用や昇任は、人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では、任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて、多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

○　令和６年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区分		受験者数（A）	合格者数（B）	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	５３５　人	２３３　人	２．３　倍
	大学卒業程度試験（早期枠）	３２　人	１４　人	２．３　倍
	社会人経験者試験	４００　人	４９　人	８．２　倍
	短大卒業程度試験	１０　人	５　人	２．０　倍
	高校卒業程度試験	１１１　人	３９　人	２．８　倍
	警察少年育成官試験	４　人	１　人	４．０　倍
	警察官（男性）試験	５８９　人	１６９　人	３．５　倍
	警察官（女性）試験	１７２　人	４１　人	４．２　倍
	追加公募等	５１　人	６　人	８．５　倍
	小計	１，９０４人	５５７　人	３．４　倍
選考試験	障害のある人を対象とした試験	２５　人	３　人	８．３　倍
	その他	３　人	２　人	１．５　倍
	小計	２８　人	５　人	５．６　倍
その他採用選考		３４　人	３４　人	
合計		１，９６６人	５９６　人	

（注）人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

○　令和６年度 職員昇任選考実施状況

（単位：人）

職別	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
局長相当職	５	１			６
部長相当職	１６	４	２		２２
課長相当職	５１	４	１	２	５８
担当監・参事相当職	１３８	１５	７	４	１６４
主査相当職	１０６	１２	１６	５	１３９
合計	３１６	３６	２６	１１	３８９

（注）警察本部については警察官を除く。

○　令和７年度 職員採用試験実施計画

試験区分		公告日	受付期間	第１次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験（行政（SPI 方式）　早期枠）		3 月 1 日	3 月 1 日 ～4 月 2 日	4 月 4 日 ～4 月 20 日	6 月 13 日
大学卒業程度試験（総合土木 早期枠）		3 月 1 日	3 月 1 日 ～4 月 2 日	4 月 4 日 ～4 月 20 日	6 月 13 日
大学卒業程度試験		3 月 1 日	3 月 1 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 8 日
	薬学	3 月 1 日	3 月 1 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 8 日
	防災	3 月 1 日	3 月 1 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 22 日
	情報	3 月 1 日	3 月 1 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 22 日
第１回社会人経験者試験		4 月 30 日	4 月 30 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 29 日
第２回社会人経験者試験		8 月 25 日	8 月 25 日 ～9 月 24 日	10 月 19 日	12 月 12 日
短大卒業程度試験		7 月 1 日	7 月 1 日 ～9 月 9 日	9 月 28 日	11 月 10 日
	総合土木	3 月 1 日	3 月 1 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 8 日
高校卒業程度試験		7 月 1 日	7 月 1 日 ～9 月 9 日	9 月 28 日	11 月 10 日
障害のある人を対象とした試験（身体障害者・精神障害者）		7 月 1 日	7 月 1 日 ～9 月 24 日	11 月 2 日	12 月 12 日
警察少年育成官		3 月 1 日	3 月 1 日 ～5 月 19 日	6 月 15 日	8 月 8 日
第１回警察官試験		3 月 1 日	3 月 1 日 ～4 月 15 日	5 月 11 日	7 月 30 日
第２回警察官試験		7 月 1 日	7 月 1 日 ～8 月 26 日	9 月 21 日	11 月 27 日

（３）条例意見の提出

【地方公務員法５条２項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

○　条例案に対する意見（令和６年度）

年 月 日	条　　例　　案	意　見
令和６年 ６月 24 日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
令和６年 12 月６日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分 職員の給与に関する条例の一部改正 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 職員の退職手当に関する条例の一部改正 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 36 号）の一部改正 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年広島県条例第 36 号）の一部改正	適当と考えます。
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 37 号）の一部改正	
令和７年 ２月 19 日	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案 職員の旅費に関する条例の一部改正 短時間会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	適当と考えます。
	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	

（４）職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法８条１項９・10 号、46 条～51 条の２】

職員は、人事委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり、また、懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として、このような職員の措置要求や審査請求について、事案を審査し、判定や裁決などを行っています。

○　勤務条件に関する措置要求の状況（令和６年度）

令和６年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和６年度末
０件	１件	０件	０件	１件

処理状況（令和６年度末現在）

	事　　案	請求人	任命権者	請求内容	状況
新規事案	処遇改善要求	知事部局職員	広島県知事	処遇・勤務条件に関する不公平な取扱いの改善等	形式審査中

○　不利益処分に関する審査請求の状況（令和６年度）

令和６年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和６年度末
０件	１件	０件	０件	１件

処理状況（令和６年度末現在）

	事　　案	請求人	処分者	請求内容	状況
新規事案	懲戒免職処分取消請求	受託団体消防職員	受託団体消防長	信用失墜行為による懲戒免職処分の取消し	係属中

（５）職員からの苦情相談

【地方公務員法８条１項 11 号】

平成 17 年４月に設けられた苦情相談制度により、職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について、相談に応じています。

相談内容に応じて、相談者への制度説明や助言、任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

○　職員からの苦情相談の状況（令和６年度）

（単位：件）

区　　分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託（市町等）	合　計
ハラスメント	7	1			8
勤務時間・服務関係					0
任　用　関　係	1			1	2
給　与　関　係				1	1
人事評価関係	1				1
そ　の　他					0
計	9	1	0	2	12

（６）労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条５項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。